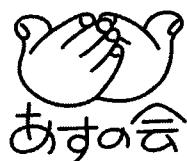


# ニュース・レター

第33号 2008.11.11

E-mail asunokai@navs.jp URL http://www.navs.jp

全国犯罪被害者の会



〒100-8698  
郵便事業株式会社 銀座支店  
郵便私書箱2346号

TEL:03-5319-1773 FAX:03-5319-1774

## CONTENTS

被害者参加制度	02	幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告	05
損害賠償命令制度／国選被害者参加弁護士制度	03	会員の声／ボランティアの声	08
被害者側の弁護士に期待すること	04	「なぜ君は絶望と闘えたのか」書評	10
「あすの会」活動報告	05	報道おぼえがき(平成20年7月～10月)	11

## いよいよ被害者参加・損害賠償命令制度が始まった

代表幹事 岡村 勳

12月1日から、いよいよ被害者参加、損害賠償命令の制度が始まる。あすの会はこの日を目指して運動していたのだ。

私たちが望んだ制度案とはほど遠いが、とにかく被害者不在の刑事司法に、改革の橋頭堡を打ち込んだことになる。

今まで、検事、判事、弁護人・被告人の三者だけで刑事裁判が行われ、被害者は裁判では蚊帳の外に置かれてきた。これがどれだけ被害者に悔しい思いをさせ、苦しめられてきたことか。傍聴席でいやというほど被告人の嘘や、被害者の方に落ち度があったと言われて泣かされてきたことか。それが傍聴席ではなく、検察官の近くにすわって、制限付きとはいえ被告人や情状証人に直接質問し、論告求刑までできるのだ。

被害者が発言すると、職業裁判官は冷静に受け止めるだろうが、裁判員だと不当な影響を受けて刑を重くするおそれがあるから参加に反対だという人たちがいる。裁判員に影響を及ぼすのは、加害者だって同じだが、これについてはなにも言わないのは不思議である。そもそも裁判員裁判制度ができたのは、職業裁判官だけに任せ、一般国民の多様な意見を裁判に反映してこそよい判決が出ると言つた。今になって職業裁判官なら信用できるが、裁判員は信用できないということは、最初の構想と矛盾ではないか。

また被害者が参加すると、応報的になるというが、被害者は法廷へナイフを持って行くわけではない。どうして復讐できるのか。きつい言葉で質問するのが復習だというのなら、自宅へ謝りに来た加害者に強い言葉で質問することも復讐と言うことになるが、これを復讐と言う人はいないだろう。裁判所で同じ質問をすると、どうして応報になるのか。

ヨーロッパの国々では、形態の違いはあるが、参加は広く行われている。日弁連のヨーロッパ調査の報告書には、参加の弊害はどこにも書いていないのではないか。

刑事裁判の判決言い渡しに続いて、同じ裁判官が2,000円の印紙を貼るだけで損害賠償請求の審理をしてくれることになった。民事訴訟を起こすことは、被害者にとって精神的にも、経済的にも大変な負担である。私は刑事裁判の傍聴の後は、一週間くらい寝込むくらい疲れた。エネルギーを使い果たした私は、ついに民事訴訟を起こせなかった。弁護士の私でさえこの通りだから、多くの被害者は経済的理由もあって泣き寝入りしてきたことだろう。

民事訴訟で勝っても、加害者は無資力者が多くて実際はとれない。それでも加害者の責任を追及するために訴えを起こしたい。そういう被害者にとっては、大きな援軍となることは確実だ。

### 重要なお知らせ 私書箱変更のご案内

東京中央郵便局の建て替えに伴い、全国犯罪被害者の会(あすの会)の私書箱が変更されました。お手数をおかけしますが、郵便物を送られる際は、右記宛にお願いいたします。

〒100-8698

郵便事業株式会社 銀座支店 郵便私書箱2346号  
全国犯罪被害者の会(あすの会)

12月1日からいよいよスタート

## 被害者参加制度・損害賠償命令制度・国選被害者参加弁護士制度とは何か

### 被害者参加制度

本年12月1日より、刑事裁判において「被害者参加制度」という新しい制度が始まります。犯罪被害者は、従来の刑事裁判では、どんな事件であっても、心情を訴える僅かな時間が与えられる以外には、一般の人達に交じり、ただ傍聴席から裁判の様子を見守ることしかできませんでした。しかし、この新しい制度が始まると、一部の犯罪の刑事裁判において、犯罪被害者自身も検察官と話し合いながら「被害者参加人」として裁判に関わっていくことができるようになります。

ではどのような犯罪の刑事裁判であれば、犯罪被害者は「被害者参加人」として裁判に参加できるのでしょうか。対象となる刑事裁判は、わざと(故意に)行った犯罪行為により人を死亡(怪我)させた事件、性犯罪事件、自動車運転手が不適切な運転により事故を起こし、人を死亡(怪我)させた事件などの裁判です。ただし、これらの事件の被害者であれば、誰でも自動的に「被害者参加人」として刑事裁判に参加できるのではなく、担当検察官への参加申出と裁判所からの参加許可が必要です。

次に、「被害者参加人」として裁判に参加することが許された場合、具体的にどのようなことができるのでしょうか。

第一に、「被害者参加人」は、裁判所から裁判が開かれる日時の連絡をもらい、原則、裁判に出席することがで

弁護士 甲斐朝美

きます。そして、裁判に出席した時には、従来のように傍聴席に座るのではなく、法廷の内側(バーの内側)に座ることができます。

第二に、「被害者参加人」は、担当検察官に対して、裁判のやり方などについて、意見を言うことができます。そして、これに対し検察官は必要に応じて、何故そのようなやり方をするのか、またはやらないのか等について説明をしなければなりません。

第三に、裁判所が犯罪被害者にも質問をさせるべきだと判断した時には、「被害者参加人」自身が裁判の場で、証人や被告人に対して質問することができます。ただし証人に対しては、犯罪行為そのものに関する質問はできず、例えば証人が被告人の反省や被害者の家族の心情等について、誤った証言をした場合、その誤りを明らかにする質問ができるだけです。他方、被告人に対しては、事件に関するものであれば、基本的にどのような質問でもできます。

第四に、「被害者参加人」は、裁判所に対し、被告人にどのような刑を科すべきか等について意見を言うことができます。今までにも犯罪被害者に、被害者の心情を言う機会が与えられることもありましたが、「被害者参加人」は心情だけではなく、例えば「無期懲役に処するべき」というような意見も言えます。

### [第3回犯罪被害者週間]

## 第9回全国犯罪被害者の会 大会・シンポジウム「被害者参加を明日にひかえて」 (12月1日)

本年の全国犯罪被害者の会 大会を下記要綱にて開催いたします。今回は被害者参加制度、損害賠償命令制度、国選被害者弁護士制度の発足を翌日に控えて、制度の運用について議論します。

### プログラム

祝辞 鳩山 邦夫 総務大臣・元法務大臣

模擬裁判劇 「本当のことを知りたい」(顧問弁護団有志)

基調講演 「ついに始まる被害者参加と損害賠償命令」

諸澤 英道 常磐大学理事長

パネルディスカッション「被害者参加を明日にひかえて」

総会

閉会後、会場ビル2階 日東コーナーハウス日比谷店にて  
懇親会を開催いたします(会費3,000円)

日時:2008年11月30日(日) 12時30分 受付開始  
13時00分 開会

[交通機関のご案内]

地下鉄千代田線／日比谷線・日比谷駅A12出口から徒歩3分 JR山手線・京浜東北線 有楽町駅日比谷口より徒歩5分



会場:日比谷三井ビル(東京・日比谷)

東京都千代田区有楽町1-1-2

## 損害賠償命令制度

損害賠償命令制度とは、刑事裁判の手続を利用して、犯罪によって被害を受けた人の損害賠償請求を審理してもらう制度であり、平成20年12月1日から始まります。今まで、刑事裁判と民事の損害賠償請求とは全く切り離されていました。そのため、被害者が加害者に対して損害賠償請求を行うためには、自ら高額な申立費用を裁判所に支払って、訴えを起こさなければなりませんでした。また、損害賠償請求を判断する裁判官は、刑事裁判の裁判官とは別の裁判官ですので、被害者の方が刑事裁判の意見陳述や証人尋問の場で事件のことをどれだけ話していたとしても、民事裁判の裁判官に対して、事件のことを一から主張しなければならず、証人尋問も改めて行う必要がありました。しかし、これでは被害者の方の精神的・経済的負担があまりに大きいためにできたのが損害賠償命令制度です。

この制度ができたことにより、被害者の方は刑事裁判の裁判官と同じ裁判官に損害賠償請求を判断してもらえるため、事件のことを繰り返し話さなければならぬという負担から解放されます。また、損害賠償命令の裁判手続は4回以内の期日で終了するため、1年以上は続く通常の損害賠償請求の裁判と比べると解決に必要な期間が短くなります。さらに損害賠償命令の申立費用は、

弁護士 小林陽子

請求金額にかかわらず2,000円です。今まで1,000万円請求する場合には4万8,000円、5,000万円請求する場合には16万7,000円の申立費用がかかっていましたから、被害者の方の経済的な負担も軽減されます。

この損害賠償命令制度を利用できる方は、殺人、傷害など故意の犯罪行為により人を死傷させた犯罪、強姦などの性犯罪、誘拐罪等の犯罪により被害を受けた被害者本人、または被害者の相続人です。

もちろん被害者の方は、この損害賠償命令制度を利用せず、今までどおり民事の裁判所に損害賠償請求の訴えを起こすこともできますし、損害賠償命令の申立を行った後でも、刑事裁判の判決が出るまでは通常の民事裁判に移すことができます。

他方、刑事裁判で被告人が無罪となれば、損害賠償命令の申立は却下されます。もっともこの場合でも、被害者の方は民事裁判で通常の損害賠償請求を行うことはできます。

また、裁判所が損害賠償命令制度について4回以内の期日で判断することができない場合や、被告人が被害者の損害賠償命令の申立に対して異議を出した場合には、損害賠償命令は通常の民事裁判に移されます。

## 国選被害者参加弁護士制度

この12月から刑事裁判に被害者が参加人として参加できるようになるにあたって、被害者も国の費用で弁護士が付けられる「国選被害者参加弁護士」制度ができました。参加と同じ12月1日から始まります。

被害者が国選弁護士を付けるには、事件のため必要となった治療費等を控除した後、現金・預貯金等が150万円以下であることが必要です。不動産等現金化が簡単でない財産については考慮されません(不動産があっても現金・預貯金等が150万円以下であれば国選弁護士を付けられます)。

国選の場合、加害者は弁護士を選ぶことはできませんが、被害者は弁護士について意見を言うことができます。これは、裁判前にすでに援助を受けていた弁護士に、裁判についても引き続き国選で依頼したいという場合等のためのものです。

被害者の国選制度は、刑事裁判に参加する被害者のためのものなので、国選弁護士の業務は刑事裁判に関することに限られ、裁判以外の援助——マスコミ対応、示談交渉、被害者給付金関係、その他については、別途弁

弁護士 望月晶子

護士に依頼する必要があり、費用が発生することもあります。その場合は国選ではなく、法テラスで弁護士費用の援助を受けることができます(援助を受ける場合の経済的要件は国選弁護と同じです)。重大事件の加害者は裁判前でも国選弁護士を付けられるようになったのに対し、被害者についてはこの点まだ遅れているところです。

これまで加害者には、憲法で弁護人を付ける権利が保障され、国の費用で弁護人を付けることができた一方、被害者のための公的援助は、ほとんど何もない状態が何十年も続き、ようやく平成13年に旧(財)法律扶助協会で犯罪被害者法律援助が始まり、今回国選制度ができるに至りました。しかし、平成19年度に被害者が援助を受けたのは195件、2400万円程度にすぎない(事件終了後に支払われる弁護士報酬があるので、実際にはこれより増える予定ですが)のに対し、加害者の国選弁護報酬について法務省は、平成21年度の予算として、平成20年の約2倍として185億円を要求しています。被害者が充分な支援を受けられるよう、制度に伴う予算の大幅な拡充が今後の課題です。

# 被害者側の弁護士に期待すること

## —被害者参加制度の施行に伴って—

弁護士 高橋正人

### 1.記者からの一本の電話

ある記者から7月2日、私の携帯に電話があった。「被害者参加制度って、被害者がほとんど話せない制度でしたでしょうか?」

一体、何を言いたいのか、当初は飲み込めなかった。しかし、よく話を聞いてみると、地裁、地検、弁護士会の共催で模擬裁判が行われており、その中で被害者がほとんど発言させてもらえない、被害者の代理人、つまり被害者参加弁護士が多くの場面を独占し、求刑すらも被害者自身がさせてもらえていないとのことであった。そして、「他のメディアも、こんなやり方には強い疑問を持っている」と言うのである。

そこで早速、他の弁護士会が共催している模擬裁判を傍聴できるよう手配し、見てきた。しかしここでも、被害者の発言する場面がほとんどなかった。被告人への質問は全て被害者の弁護士が、証人尋問も二言だけ被害者自身が質問しただけで、あとはほとんど被害者の弁護士が、また論告求刑も全て被害者の弁護士が行った。

「第2検察官」がいるだけという印象で、被害者参加がどうしてできたのか、その趣旨が十分に理解されていないと感じた。

### 2.被害者参加制度が生まれた背景とは

そもそも、加害者に対して適正な刑罰が下され、国が無念の思いを晴らしてくれると思えばこそ、被害者は捜査、公判に協力する。捜査への協力は被害者にとっては大変な負担だ。葬儀の終わらないうちから、何回となく事情聴取され、家宅捜索、実況見分の立ち会いなど、くたくたになる。強制的にされた司法解剖後の遺体の引き取りや、自宅立ち入りを禁止された遺族、親族のホテル宿泊料も、かつては遺族持ちであった。刑事司法は公の秩序維持のためのもので、被害者のためのものではない、というのが我が国の今までの刑事司法であった。

このことは、捜査、公判と進むにつれてだんだんと被害者に分かってきた。頼りにしていた捜査官から十分な事件の情報は貰えず、報道機関から知らされることも少なくなかった。公判段階に入ても、判決書すら貰えない時期も長くあった。傍聴席もかつては報道機関の後列に座らされ、加害者の関係者と混在して座らされることもあった。現場写真や実況見分調書、

証拠類は傍聴席には廻ってこないし、供述調書も要旨だけしか朗読されることもあるから本当のところは分からない。加害者は平気で嘘をつき、被害者の名誉を傷つける。傍聴席の被害者は腹わたりの煮えくり返る思いがするが、反論一つ許されない。傍聴席で思わず、「違います」と2回叫んだだけで退廷させられた被害者もいた。「マイクの音量を高くしてくれ」と頼んだ被害者が「傍聴席に聞かせるために裁判しているのではない」と裁判長から一蹴されたこと也有った。

ここにいたって、被害者は「自分たちは公の秩序維持の道具、裁判の資料に利用されてきただけで、自分たちのために捜査や裁判をしてくれていたのではない」ということに気づいた。こんなことなら、捜査や公判に協力するのではなかったと、刑事司法を恨み、憤り、司法不信に陥った。

こうしたわが国の刑事司法は、当然の帰結として、被害者を刑事手続きから排除してきた。何の法的地位や権利も与えられず、刑事裁判は、被害に遭っていない法律家だけで行われ、犯罪の最大の利害関係人であり、事件の当事者である被害者を完全に蚊帳の外に置き、利用するだけ利用し、被害者は証拠品だというのが今までの刑事司法であった。これでは被害者が納得するはずがない。そこで平成19年6月20日、主要3政党の一致で、被害者参加制度ができあがった。

### 3.今年12月1日の施行に伴い今後の運用に期待すること

この制度は、被害者が直接裁判に参加したいという強い想いからできた制度であり、その背景には被害者の生の声を裁判官に伝えたいという願いがある。ただ、被害者は法律の知識に乏しく、裁判の内容をよく理解することができない。そこで、弁護士に被害者を法律的にサポートして欲しいと、被害者は願っている。それになにに、被害者に代わって弁護士が主に裁判に参加し、被害者は例外的にしか発言できないというのでは、本末転倒である。この制度の主役は、被害者自身であり、それをサポートするのが弁護士である。

12月1日からの施行後も、模擬裁判のような間違った運用が行われるとしたら、被害者は再び「蚊帳の外」に置かれたと感じることであろう。

#### 法律トピックス

#### 「犯給法」から「犯罪被害者支援法」へ

従前の「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」(略称「犯給法」という名称は、犯罪被害者等給付金(以下「給付金」)が恩恵的なものであるとの誤解を与えるという指摘があり、犯罪被害者等を支援するという給付金

の目的を明確にするため、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(略称「犯罪被害者支援法」)に改称されました。

## 活動報告 2008年7月～10月

### 2008年7月

- 1日 朝日新聞社より素粒子の「死に神」についての抗議、質問に対する回答書が届いた。
- 7日 1日付けの回答は不満なものであったため、朝日新聞社へ再質問状を送付し、記者会見をした。
- 14日 朝日新聞社より再回答が送られた。不満足なものであった。
- 15日 岡村代表幹事が水戸地方検察庁にて講演した。
- 23日 朝日新聞社へ誠実な対応をするように要望するとともに、記者会見をした。
- 29日 朝日新聞社からの申し出により話し合いを行った。朝日新聞社からは臼井論説副主幹、松本広報担当執行役員、両角CC本部長がみえ、「あすの会」から岡村代表幹事、松村副代表幹事、宮園・林・猪野・高橋(正)幹事、鈴木(八)会員、後藤弁護士が立ち会った。
- 31日 朝日新聞社が回答案を持参し2回目の話し合いをした。折り合いがつかずに17時半に再協議、21時半に回答メールが届き、23時に幹事、後藤弁護士が回答書を確認し了承した。

### 8月

- 1日 朝日新聞社の回答を受けて記者会見し、素粒子問題に終止符を打った。
- 5日 岡村代表幹事、宮園・白井・高橋(正)幹事、小林弁護士が法テラスコールセンターを見学した。被害者の視点に立った運用がされていた。
- 7日 岡村代表幹事、松村副代表幹事、後藤弁護士が杉浦正健衆議院議員を議員会館に訪問し、在任中のご協力に謝意を表した。
- 20日 岡村代表幹事、宮園・高橋(正)幹事、鈴木八恵子会員が、上川陽子衆議院議員、早川忠孝衆議院議員(法務大臣政務官)を議員会館に訪問し在任中のご協力に謝意を表した。
- 26日 岡村代表幹事、松村副代表幹事、高橋(正)幹事、鈴木八恵子会員が鳩山前法務大臣を議員会館に訪問し「死に神」問題の報告と、在任中のご協力に謝意を表した。

27日 安倍前総理大臣を議員会館に訪問し、改正刑事訴訟法の成立等の苦労に関しお礼を申し上げた。

同日 坂口まゆみ会員が豊ヶ丘学園の依頼により在園少年30名に講演した。

28日 岡村代表幹事はFITチャリティー寄付先団体交流会に出席した。

同日 松村副代表幹事、田村会計監査がオペラプロデュース松尾氏の追悼公演に参加し冥福を祈った。

### 9月

- 1日 林幹事が和歌山の日弁連犯罪被害者支援委員会での全国経験交流集会でパネラーを務めた。
- 2日 内村幹事が中野区人権教育研修会にて講師を務めた。
- 6日 岡崎幹事が被害者支援ネットすてっぷぐんまの依頼により講演した。
- 11日 松村副代表幹事が明日のさいたまを創る会の依頼で講演した。
- 17日 関西集会が地域社会の支えを考えるフォーラムを内閣府モデル事業として開催した。
- 25日 関西集会の会員9名が天理教シンポジウムにて人形劇を公演し、林幹事が講師を務めた。
- 26日 本村幹事が茨城県警の依頼により講演をした。

### 10月

- 7日 内村幹事が行田市教育委員会ひとつくり支援課の依頼により人権教育講座の講師を務めた。
- 12日 本村幹事が新潟県上越市「みんなで防犯安全安心まちづくりin上越」において講演した。
- 16日 岡村代表幹事が司法修習生に向けて講演した。被害者の生の声を聞いてもらうために6組の会員が体験談を話した。
- 18日 本村幹事が大阪被害者支援アドボカシーセンターの依頼で「犯罪被害者の現状と必要な支援」について講演した。
- 23日 岡村代表幹事が警察大学校にて特別捜査幹部研修所第83期生35名を対象に「犯罪被害者のための新しい刑事司法」について講義した。

## 幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

### 幹事会報告 第78回(平成20年7月)～第80回(平成20年10月)

#### 第78回 平成20年7月13日(日) 出席者17名(含委任状)

朝日新聞6月18日付夕刊 素粒子「死に神」問題に関し、経過説明が岡村代表からされ、朝日新聞社側の回答が我々の抗議になんら答えておらず不満足であり、さらに抗議を続

ける旨の発言があり、幹事全員でこれを支持した。地下鉄サリン事件被害者の会、全国被害者支援ネットワークが朝日新聞に抗議をしたことも報告された。

第3回犯罪被害者週間 「あすの会」第9回大会は11月

30日(日)に四谷プラザエフにて開催することに決まった。被害者参加制度が開始されるので、被害者参加がより鮮明になる模擬裁判を顧問弁護団で企画していることが発表された。

#### 第79回 平成20年9月7日(日) 出席者17名(含委任状)

朝日新聞「死に神」問題は、最終的に同新聞社が「死に神」は不適切な表現であったことを認めたので、8月1日に決着したことが報告された。

和歌山で開かれた日弁連犯罪被害者支援委員会での全国経験交流集会が報告され、あくまでも被害者参加制度は犯罪被害者が直接参加することが肝要であることが確認された。

「あすの会」第9回大会のプログラムのたたき台が検討され、挨拶、裁判劇、基調講演、パネルディスカッション、大会決議内容が話し合われた。裁判劇の上演の都合で、会場は、日比谷三井ビルに変更することになった。

### 関東集会報告 第75回(平成20年7月)・第76回(平成20年9月)

#### 第75回 平成20年7月19日(土) 参加者20名(会員16名)

朝日新聞の「素粒子」欄「死に神」表現について、「あすの会」と朝日新聞社との往復書簡の中間報告、来年5月から始まる裁判員制度の説明がありました。終身刑についても話題がでました。終身刑の創設を求める声が聞こえますが、終身刑によって死刑判決が減少するのではないかという声がありました。何れも、不安と期待を持ちながら関心を持っていくことになりそうです。

11月30日(日)に開催予定の「第9回大会」については準備段階ですが、実りあるものにできるよう、会員への協力が呼びかけられました。

久し振りに参加した会員が、事件後の心の葛藤を話されました。本音を話し聽いてもらえる集会として今回も大変充実した集会となりました。犯罪のない社会という基本的なことがあたりまえになる世の中になることを願います。

#### 第76回 平成20年9月20日(土) 参加者13名(会員8名)

台風13号による天候が心配され不安でしたが、集会を無事に開くことができました。

### 関東集会 次回以降のお知らせ

日時：11月15日(土) 13:00～17:00 場所：中野ゼロ 西館学習室  
12月20日(土) TEL.03-5340-5000

会費 500円

### 関西集会報告 第87回(平成20年7月)～第89回(平成20年10月)

#### 第87回 平成20年7月6日(日) 参加者21名(会員17名)

今回は、あすの会の顧問弁護団であり、あすの会の幹事になられた高橋弁護士が来阪されました。成立したばかりの改正少年法・改正犯給法の説明をしていただきました。ク

#### 第80回 平成20年10月19日(日) 出席者17名(含委任状)

11月30日(日)に開かれる「あすの会」第9回大会について重点的に話し合いがもたれた。被害者参加制度の施行前日に開かれるので、メインテーマは「被害者参加を明日にひかえて」と決まり、プログラム、大会決議案、会場設営、参加制度成立にご尽力いただいた方たちへのご案内など、詰めの協議を行った。会員、ボランティアの方々の役割分担等も細部にわたり検討した。

「犯罪被害者週間国民の集い」や「各地の集い」などに展示できる「あすの会の歩み」のパネルについて検討した。写真や図表を取り入れ分かりやすくすることにした。

Q&A作目・仮題「被害者参加制度・補償制度と国選被害者参加弁護士制度」と大会で上演する被害者参加制度の模擬裁判劇について顧問弁護団から報告があった。

朝日新聞の「素粒子」欄に掲載された「死に神」問題の経過と、11月30日に開かれる「第9回大会」の概要について説明がありました。12月1日から始まる「被害者参加制度」を次の日に控えての大会は、あすの会の新たな運動の出発となることでしょう。

少年犯罪の矯正教育について活発な意見がかわされました。被害者の視点を取り入れ、加害少年はもちろんのこと、加害少年を育てた両親の教育が必要ではないか等の話が出ました。どのような事情があっても、反社会的な行動をしないという自覚を持って、一人ひとりが生きていく世の中であってほしいと願います。

#### 第77回 平成20年10月19日(土) 参加者16名(会員12名)

11月30日に開かれる「第9回大会」に向けて打ち合わせを行いました。今回の大会は被害者参加制度と損害賠償命令制度、国選被害者弁護人制度の施行日を翌日に控えて開催されます。意義のある大会にすべく、着々と準備されていることが報告されました。

朝日新聞の記者が参加し、報道被害、死刑制度について活発に議論をしました。

ローズの時とオープン時とにわたり、高橋弁護士より終身刑について関西集会としての意見を聞きたいということで各会員が意見を出し合いました。当然のごとく1日で議論し尽せない議題でしたので終身刑の導入は反対するという大まか

な結論だけは取りまとめましたが、どうしても死刑制度抜きには考えられないことで非常に白熱した会議となりました。

9月17日に予定している関西集会フォーラムについて、内容や時間配分や出演者を具体的に決めました。副題(サブタイトル)をどのようなものにするのか各方面よりいろいろいただきましたが、次回に持ち越しとしました。

さらに大阪府・安全なまちづくり推進課のウエムラ様より「府の取り組み」について進捗状況をご説明頂きました。

#### 第88回 平成20年8月3日(日) 参加者14名(会員11名)

朝日新聞夕刊コラム「素粒子」の「死に神」「永世死刑執行人」の問題に付き詳細な報告があり、会員から意見が多く出されました。

9月17日の関西集会フォーラムについて、準備委員会の委員から経過報告があり、1.人形劇のリニューアル版の上演 2.あすの会の活動と成果報告 3.体験報告 4.体験報告を掘り下げるパネルディスカッションの順で進行することを決めました。体験報告者は、伊藤・林友平・市原・岡本・寺田・上内会員の6人、パネラーを「あすの会」顧問弁護団の高橋正人弁護士、摂津市の被害者相談員の杉浦さん、読売TV・報道局記者の堀川さん、毎日放送「ちんぶいぶい」でニュース解説を担当されている石田さんにお願いすることが決まりました。総合司会は田川会員の担当となりました。

フォーラムのタイトルを「『地域社会の支えを考えるフォーラム』あすに生きる—犯罪被害者—」と決めました。

#### 関西集会フォーラム 平成20年9月17日(水)

関西集会の主催、内閣府・大阪府の共催で「地域社会における被害者支援普及促進事業」として行われました。最高検察庁、近畿圏の検察庁、警察、支援グループ、保護司の方々、地方自治体の方々がたくさん来てくださいました。参加者は最終的に280名になりました。

このフォーラム開催の提案があった時、被害当事者でなければできない、考えが及ばないものにしようということで皆の意見がまとまりました。それらが達成できたかどうかは、私たちは主催者側でしたので今は判断できませんが、みんなでやったという達成感は共有できたと思います。終了後は、40名近い方が参加し懇親会を行い盛り上がりました。有り難うございました。

#### 第89回 平成20年10月5日(日) 参加者15名(会員11名)

「あすの会」第9回大会の概要説明が幹事からされました。9月17日の関西集会フォーラムについて、平日のため仕事で参加できなかった会員もいたためビデオや写真を見ながら反省をしました。

藤本会員からの提案で「犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるための被害者補償」について皆で検証しました。フォーラムで「ハイヒールの桃子さん(吉本興業の女性漫才コンビのひとり)が番組で以前『被害者補償に国民一人あたり100円くらい負担しても誰も文句は言わないのでは』という発言をされ、非常に説得力があった」と毎日放送の石田さんが発言されました。今年7月1日施行の新犯給法の国民一人あたりの負担は8円70銭です。基金についていろいろな意見がでました。

3ヶ所からの講演依頼について講師を選出しました。

#### 関西集会 次回以降のお知らせ

日時：12月7日(日) 13:00～17:00 場所： クレオ大阪西  
大阪市此花区西九条6-1-20 TEL.06-6460-7800 会費 1,000円

#### 九州集会報告 第34回(平成20年7月)・第35回(平成20年9月)

#### 第34回 平成20年7月25日(日) 参加者10名(会員4名)

朝日新聞の素粒子「死に神」表現について話し合いました。軽率で配慮が足りないのではないかと憤りが残り、記者には犯罪被害に遭った者の立場を考えて書いてほしいと考えます。身勝手な犯行にも関わらず精神鑑定による判断が行われることに、精神鑑定は必要なのか、矛盾を感じるとの意見が出ました。

福岡高等検察庁の方が新たに参加してくださり会員にとって心強いことでした。

#### 第35回 平成20年9月28日(日) 参加者11名(会員5名)

精神傷害事件について議論しました。事件を起こした結果、「犯人は精神科へ通院歴があった、精神状態が普通ではなかった、心神喪失・心身脆弱だった」といった言葉を聞かれます。精神傷害事件の被害者は決して納得できない内容です。罪を犯した以上、何の理由にせよ重刑を下すべきではないでしょうか。社会はまだまだ精神傷害事件について関心が薄く、被害者だけが実状を知っているのではないでしょうか。九州集会は2ヶ月に1度ありますが、毎回、福岡高等検察庁の方々に参加していただき感謝しております。

#### 九州集会 次回以降のお知らせ

日時：11月23日(日) 13:00～17:00 場所： 福岡県農民会館  
福岡市中央区今泉1-13-19 TEL.092-761-6560 会費 1,000円

## 弁護団会議報告 第43回(平成20年7月)~第49回(平成20年10月)

### 第43回 平成20年7月3日(木)

朝日新聞の「死に神」問題について、早急に朝日新聞社に対する再質問書を作成して回答を求めることとしました。

弁護士会主催の模擬裁判では被害者参加制度の趣旨が十分に理解されていない旨の報告があつたため、被害者および裁判員が参加する形の裁判劇を当会自身の手で行う必要性を改めて確認し、白井弁護士がその台本の作成を進めることとしました。

現在、仮釈放無しの終身刑を新設する動きがあることに関連し、終身刑の是非について検討を行いました。

被害少年保護法の要綱案作成および公訴時効の廃止法案の成立に向けてさらに研究を深めることを確認しました。

### 第44回 平成20年8月5日(火)

被害者および裁判員が参加するかたちの裁判劇のシナリオについて検討しました。

### 第45回 平成20年8月25日(月)

中央大学宛に送信された岡村勲差出入名の偽造メールについて文書偽造にあたるのか検討しました。「あすの会」第9回大会の裁判劇舞台について検討しました。

### 第46回 平成20年9月7日(日)

裁判劇シナリオについて検討しました。

### 第47回 平成20年9月27日(土)

裁判劇シナリオについて検討しました。

### 第48回 平成20年10月7日(火)

裁判劇の練習とQ&Aについて検討しました。

### 第49回 平成20年10月21日(火)

裁判劇の練習とQ&Aについて検討しました。

## 会員の声

### 理不尽な判決

大分県で中国人、韓国人の留学生ら5人によって両親を殺傷されもうすぐ8年になります。この8年がどれほど長かったことか。未だに元留学生である犯人2人が逃げたままであります。

被告人は3週間前に大阪で女性を刺殺している上、包丁数本と目だし帽などを事前に万引きし、前日に下見をしておきながら、裁判では「殺意はなかった。自分に責任はない」と主張しました。その上、裁判は3か国語で進められるので時間はかかるし、何を言っているのかわからぬことばかりでした。

私が証人尋問に立ったときには、私が話したことを、通

池田 恵子

訳の方が中国語、韓国語でそれぞれ話し終えるまでは次に進めず、どこで区切って話してよいかも分からず満足のいく発言ができませんでした。次回裁判の日程については通訳の方が少ないため、通訳の方の日程が第一優先となり、次回日程が決まらぬまま裁判所を後にすることが多々ありました。

平成19年2月には福岡高裁の判決がありました。一審より更に減刑となり、理不尽な思いであります。そして、現在は、最高裁の判決を待っている次第です。被害者の思いが叶うというより、現時代の正当な判決が下されることを望んでいます。

山浦 弘子

ない」と考えておりました。それから「あすの会」に入会し今まで仲間に支えていただきました。思いを分かち合える同志がいることで、元気に生きる力をもらい本当に自分が変わってこられたと感じます。心を通じ合える会員の方との旅行は癒され、少しは楽しいことがあってもいいのだと思えるようになりました。

「あすの会」の顧問弁護団、幹事の皆様のご尽力により、被害者のための制度が充実して参りましたことを感謝いたします。今後とも会の発展と皆様の健康をお祈り申し上げます。

### 親睦旅行に誘われて

去る7月の晴天に恵まれた日に、「あすの会」の会員の方々と旅行に行きました。旅は海辺がテーマで伊豆半島めぐりです。列車からもバスからも海が目に飛び込み、波間には遠く漁船が浮き沈み、半島の先端では、波の浸食で奇岩となった塊が鋭く波を跳ね返し、そのままはなぞらえる言葉が出てきません。

翌日の寺院めぐりでは、皆さんが熱心に説明に聞き入り、寺院の方に「勉強熱心な皆さんですね」と言われました。

振り返れば、あの当時は自分の殻に閉じ篭り「誰にも会いたくない。話したくない。まして旅行などはもってのほか、我が子に対してそんな楽しみことは許されるものでは

## ボランティアの声

### 被害者が充分に支援される社会の実現を願って

看護師 徳田 千与

この数年で、刑事司法の改正など犯罪被害者のための制度が少しづつ整ってきたようです。ひとえに、心身を削るような被害者やそのご家族、ご遺族のご尽力の賜物です。それにしても被害者の権利獲得・名誉回復のためにはどれほど時間と労力を費やせばよいかという慣れと、これまで犯罪被害者側にはこんな小さな権利も支援も認められていなかったのかという驚きを感じます。

凶悪犯罪や動機の見えにくい殺人事件なども多く、「あすの会」の存在意義はこれからもますます大きくなるような気がいたします。

そのような中で、朝日新聞の法務大臣への中傷とも思える「死に神」表現には驚愕させられました。ニュース・レー<sup>32</sup>号とともに報告された、「あすの会」と朝日新聞社とのやりとりは大変興味深く隅々まで読みました。何度読んでも、鳩山法務大臣がGOサインを出したことが拙速であったかのような弁明にがっかりしてしまいました。職務

に基づいて執行命令に署名した鳩山法務大臣を非難するのではなく、何故これまで多くの法務大臣が執行を先送りにしてきたのかを問題提起してほしいと思いました。鳩山法務大臣の「ベルトコンベヤー……」発言の批判のつもりにせよ、裁判員制度導入に対する危惧だったにせよ、コラム『素粒子』は的外れな内容だったと思います。

ところで最近、『性暴力被害者支援看護職』なるものが日本にも存在することを知りました。カナダを中心に北米では一般的になりつつある専門職だそうです。日本の導入はまだ新しく『NPO法人 女性の安全と健康のための支援教育センター』で唯一研修が行われています。近い将来、受講してみたいと思います。

理不尽な犯罪が減ることと、万が一事件に巻き込まれてしまったら、せめて法的に充分な支援を受けられるような社会の実現を願って止みません。

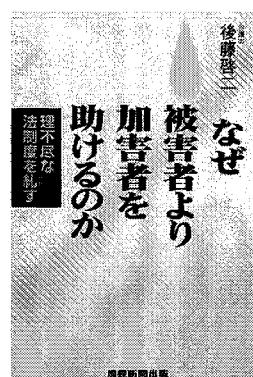
### 書籍紹介 なぜ被害者より加害者を助けるのか

落ち度は何もなく、普通に暮らしている市民が、突然、犯罪者によって傷つけられ、殺される。決して他人事ではなく、「明日は我が身」、言葉を変えれば市民の誰もが「潜在的な被害者」であると言えます。にもかかわらず、これまで日本の刑事司法は、ひたすら「加害者の人権」にのみ配慮するような偏ったものであり続けてきました。

その実態はどのようなものなのか、そして今、どのように変わりつつあるのか。犯罪被害を取り巻く環境、新たに制定された犯罪被害者基本法、間もなく導入される被害者参加制度と損害賠償命令制度について、本書ではあすの会顧問弁護団の後藤啓二弁護士がわかりやすく紹介しています。

ここ数年、犯罪被害を取り巻く状況は著しく改善されてきています。しかし、決して十全と言えるものではありません。また少年法や時効の問題など、まだ解決すべき事柄は数

多く残されています。こうした問題の解決に向けて、さらなる前進をするためにも、被害者のみならず市民の理解と参加が不可欠です。また、法律や制度を正しく運用していくためには、市民すべてがこの問題を自分のこととして考えていくことが欠かせません。犯罪被害者がこれまで置かれてきた状況を知り、今後を考えて行く上で、多くの人に読んで欲しい1冊です。



後藤啓二 著  
産経新聞出版 1,429円(税別)

### チャリティーイベント FIT for charity run 2008

東京にある外資系金融法人の有志が集まり、2005年よりマラソン大会をチャリティーイベントとして行っています。本年は11月24日(月)に神宮外苑周辺で行います。参加者は参加費を払い、企業もスポンサーとなって寄付金を供出します。これらの参加費・

企業からのスポンサー等で集めた寄付金は大会運営の実費を控除し、参加企業が推薦する非営利団体の中から選ばれた候補(約10団体)に贈呈される仕組みになっております。本年は「全国犯罪被害者の会(あすの会)」もその候補として選ばれました。

## 『なぜ君は絶望と闘えたのか 本村洋の3300日』書評

# これほどの苦しみのなかを生きてきた青年が与える勇気

岡 村 勲

私が犯罪によって妻を失ったのは1997年10月、本村洋君が最愛の妻弥生さんと生後11カ月の夕夏ちゃんを失ったのが、1年半後の1999年の4月である。私は68歳、本村君が23歳のときだが、その精神状態は驚くほど似ていた。

一家の主の最大の義務は、家族の安全を守ることである。しかしながら、私の妻は、仕事上で私を逆恨みしていた男に殺害された。私は、家族の安全を守ることができなかつたばかりでなく、家族を犠牲にすることによって命が助かっただ。自責の念に苦しみ、死を願い、妻の倒れていた場所で凍死を試みたこともあった。本村君も、家族を守れなかったことに苦しみ、死を覚悟して遺書まで書いていた。

私が初めて本村君に会ったのは、1999年10月31日である。

その日、私を含めた犯罪被害者5人が、私の事務所に集まつた。本村君は、少年の面影がまだ残つていて見るのも痛々しい姿の青年だった。

5人はそれぞれの悲痛な体験を語り合つた。刑事裁判は加害者の権利は憲法や刑事訴訟法で十分に保障するが、犯罪被害者の権利は何一つ認めていない。犯罪被害者は、身体的、精神的、経済的に一生立ち上がりにくらいの被害を受けながら、どこからの支援もない。

これは、世間の人々が犯罪被害者の悲惨な実情を知らないからだ。たまに被害者が訴えても、「自分にも落ち度があったんじゃないの」と好奇と偏見の眼差しが返ってくる。だが、犯罪被害者が訴えない限り、世間に実情は伝わらない。勇気を出して社会に訴えよう、そのためのシンポジウムを開こうということになった。

その日、本村君は、被害者の情報はこまかく報道されるのに、加害少年の情報は少年法によって保護されている、と涙を流して悔しがつた。「それは法律が間違っている。法律を変えなければならない」と私は断固として言った。私自身、この言葉が、暗闇のなかにいた本村君に光を与えたことを、本書『なぜ君は絶望と闘えたのか 本村洋の3300日』によって初めて知つた。

2000年1月23日、シンポジウム「犯罪被害者は訴える」を開催し、犯罪被害者の会（後に全国犯罪被害者の会「あすの会」と改称）を結成した。このときの状況は、本書に詳しく書かれている。

全国犯罪被害者の会は、犯罪被害者の権利と被害回復制度を求めて活動を続けたが、本村君は幹事の一人と

して、全国を講演して回り、体験と被害者の実情を語り、多くの人々の心を掴んだ。

仇を討ちたくともできない。裁判闘争と犯罪被害者運動、これが本村君の仇討ちであり、家族を守れなかったことに対する贖罪だった。

2000年3月22日の山口地裁での無期懲役判決、02年3月14日の広島高裁での控訴棄却という無期懲役判決、最高裁に於ける弁護人の審理欠席と裁判長の交代、06年6月20日の無期懲役の破棄と審理差し戻し、二度目の広島高裁に於ける加害者、弁護人の荒唐無稽とも言える弁解、そして08年4月22日、ついに広島高裁は死刑判決を出した。加害者は再び上告し、現在最高裁で審理継続中ではあるが、この死刑判決を勝ち取るには、本村君や全国犯罪被害者の会の活動が大きかったと思っている。

この9年間、本村君は裁判に振り回されながら、懸命に闘ってきた。どんなにか苦しい9年間であったことか。少年のように痛々しかった彼は、今は逞しく成長した。多くの犯罪被害者に勇気を与えた。

著者門田隆将は、事件発生当時から、本村君を取材し続けてきた人物である。

妻と愛児を失い、絶望のあまり自殺まで考えた青年が、裁判闘争、犯罪被害者運動のなかで、どうやって立ち直ってきたのか、本村君の外面の行動だけでなく、その内面の動きまでも追いかけており、それだけに迫力のある記述となっている。本書は、犯罪被害者だけでなく、生きることに苦しんでいる多くの人びとに、生きる力と希望を与えるだろう。

自分の置かれた環境や将来に失望し、命を大切にしない風潮が見られる今日、本書が出版された意義は大きい。

門田  
隆将  
著  
本  
闘  
絶  
望  
ぜ  
と  
君  
は  
な  
く  
れ  
た  
の  
か  
3300日

門田隆将著 新潮社 1,365円（税込）

新潮社「フォーサイト」10月号より転載 www.for-s.com

## 報道おぼえがき——平成20年(2008年)7月～10月

2008年 7月		1日 改正された犯罪被害者等給付金制度(犯罪被害者支援法)が施行された。 2日 東京地裁・2001年の歌舞伎町で死者44人を出した雑居ビル火災でビル所有者ら5人に有罪判決を言い渡した。 7日 「あすの会」は法務大臣を「死に神」と表現した朝日新聞社に対し再質問を文書で送った。 10日 高知県土佐市・90歳の妻を殺害したとして93歳の夫を逮捕した。 11日 最高裁上告審・JR下関駅通り魔事件で被告の上告を棄却し死刑が確定した。 14日 東京高裁・1967年に起きた「布川事件」で無罪を主張して裁判のやり直しを求めた第2次再審請求の抗告審で検察側の抗告を棄却した。 同日 横浜地裁川崎支部・川崎市宮前区で帰宅途中の女性が刺され重傷を負った事件で被告に懲役10年を言い渡した。 16日 福岡高裁・北九州保険金殺人事件の控訴審判決で量刑は不当に重いとして1審無期懲役を破棄し懲役25年の判決を言い渡した。 17日 最高裁上告審・埼玉本庄市保険金殺人の被告の上告を棄却し死刑が確定した。 19日 埼玉県川口市・中3長女が父親を刺殺し現行犯逮捕された。 22日 東京八王子・駅ビル書店で女性店員が刺殺され男を逮捕した。
8月		2日 福田改造内閣が発足した。保岡興治議員が法務大臣に就任された。 5日 長野県松本市の河野澄子さんがオウム真理教による犯行から14年目に意識が戻らないまま亡くなった。 8日 甲府地裁・ストーカー規制法違反の罪に問われた元宇都宮地裁判事の判決で懲役6月執行猶予2年を言い渡された。 20日 法務省は被害者参加制度・損害賠償命令制度を12月1日に施行する方針を固めた。 同日 青森家裁・今年1月に母子3人が殺害された事件で家裁に送致された長男(18)の少年審判は保護処分で処遇する限界を超えているとして青森地検への検察官送致(逆送)を決定した。
9月		1日 福田首相退陣を表明した。 11日 法務省は大阪拘置所と東京拘置所の死刑囚3人について死刑を執行した。 13日 石川県・秋祭り中の神社境内に車で突っ込み数人が死傷した。 17日 大阪高裁・大阪地裁所長襲撃事件で元少年らの無罪が確定した。 18日 名古屋高裁・愛知県安城市のスーパーで乳幼児ら3人が殺傷された事件の控訴審判決は懲役22年とした名古屋地裁判決を支持した。 22日 福岡県福岡市・小学校1年の男児が公園内で殺害された事件で母親を逮捕した。 24日 麻生内閣が発足した。森英介議員が法務大臣に就任された。 25日 大阪家裁・岡山駅ホームで男性を突き落とした少年(18)の第2回少年審判は大阪地検への検察官送致(逆送)を決定した。
10月		1日 大阪市・個室ビデオ店で男性客15人が死亡した火災で放火・殺人容疑で客の男を逮捕した。 10日 東京地検・秋葉原無差別殺傷事件の容疑者は事件当時も現時点も精神疾患や人格障害ではなく完全な責任能力があったとして東京地裁に起訴された。 同日 米ロサンゼルス・1981年の「ロス疑惑」の元会社社長が米自治領サイパンで7ヶ月の拘束後、米ロサンゼルス市警本部に移送された。直後に拘置施設内で自殺した。 16日 三重県・塾経営者が高2女子を監禁し300万円を要求のメールを送り逮捕された。 18日 大阪市・中3女子生徒が父親の軽乗用車を運転し、ひき逃げ、無免許運転で逮捕された。 20日 法務省は重大事件の少年審判に被害者や遺族の傍聴を認める改正少年法を12月15日施行する方針を固めた。 22日 岩手県一関市・宝くじ2億円を当てた女性を殺害した容疑で男を逮捕した。 27日 茨城県水戸市・主婦殺害容疑で出入りの造園業者を逮捕した。 28日 法務省は福岡拘置所と仙台拘置支所の死刑囚2人の刑を執行した。 同日 東京高裁・元日本赤軍メンバーの西川被告の控訴審判決は1審の無期懲役を指示し被告の控訴を棄却した。



このニュースレターは(財)矯正協会刑務作業協力事業部から助成を受けて作成しました。

## 運営の基本

### 【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

### 【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

## 会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

### 寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 「あすの会」

三井住友銀行 丸の内支店

(普)6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熟」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店

(普)2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熟」

## 法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に  
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

## 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

## 編集後記

我々の念願であった犯罪被害者が裁判に参加する制度——被害者参加制度——がいよいよ12月1日から始まります。裁判員制度は、最高裁もお金をかけて広報していますが、被害者参加制度は置き去りにされている感が否めないのは残念です。12月1日以降に起訴された

事件が対象ということですから、全国のどの事件が第1号になるか注目しています。この制度はぜひ成功させなくてはなりませんが、外界はアゲインストの風が強いとか言われていますので、我々はもとより、信頼できる法曹界の人々と連携を密にして出発しようではありませんか。

ニュース・レターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。よろしくお願ひ申し上げます。